

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年7月26日

一般社団法人日本ボッチャ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://japan-boccia.com/association

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	今年度、「将来構想」を策定し、競技力向上と普及に寄与することを目的として、当協会の組織が目指すビジョンを設定した。当該構想に基づき、中長期計画「2020 - 2030年中長期重点取組事項」(案)を作成しており、理事会の承認を得次第、2021年中旬頃に当協会HPに公表する予定である。 同計画の中の「2020~2030年 中期重点取組事項」として、①競技力向上、②組織強化(組織体制、財務、ガバナンス等)、③普及・マーケティングの3項目を挙げ、それを基にアクションプランを策定している。また、計画策定に当たっては、役職員や協会の関係者、監事である顧問弁護士から幅広く意見を募っている。	・「2020 - 2030年中長期重点取組事項(案)」
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	「中長期計画の重点取組事項」(案)1つに、人材の育成及び確保(採用)を挙げている。当協会は設立から6年目であり、将来の組織体制強化に向けて、大会運営や講習会実施、さらに育成システムを構築するなど、当協会の業務遂行に必要な専門性を備えた人材の確保(採用)及び育成に努めていく予定である。 ガバナンス・コンプライアンスに関しては当協会の規模や財政を鑑み、専門家のサポート体制を構築。現在、ガバナンスコード適合のため、顧問弁護士事務所にタスクフォースチームを設置し、2020年には役職員向けコンプライアンス研修を実施し、2021年以降も年2回程度のコンプライアンス研修の実施を予定するなど、遵守に向けた対応を講じている。	・「2020 - 2030年中長期重点取組事項」(案)」
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の中長期計画「2020~2030年中長期重点取組事項」(案)として、①競技力向上、②組織強化(組織体制、財務、ガバナンス等)、③普及・マーケティングの3項目を挙げ、それを基にアクションプランを策定した。また、「財務の健全性確保に関する計画」を作成し、普及・マーケティングや会員増加を図る等により、財政基盤のより一層の安定化を目指しているところである。	・「2020 - 2030年中長期重点取組事項」(案)」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在、理事の総数は8人(外部3人、女性1人)であり、外部理事及び女性理事の割合は、それぞれ37.5%、12.5%である。理事の選任にあたっては、競技への理解度・外部者・女性・アスリート・有識者等の様々なるを勘案して慎重に候補者を選任しているところであるが、女性理事については、目標割合を達成していないのが現状である。 女性理事が少ない要因としては、ポッチャ競技の女性競技者が少ないことや、ポッチャの知名度があまり高くないこと等が挙げられる。 このように女性理事の選任については困難な状況が続いているが、2023年までには目標割合を達成するべく、スポーツ庁の「スポーツ団体における女性役員の育成・マッチング支援」事業などを活用、また協定団体や大学なども連携をし、適任者の選任に努めていく。 今後は、役員に関する定めのある規程を改訂し、理事選任に関する規程等において、外部理事または女性理事の選任に関する役員に関する事項を改訂する。	・役員名簿 ・組織図
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は一般社団法人であるため評議員会を設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会規程に基づき、アスリート委員会を発足。2020年10月1日に第1回の、2021年3月23日に第2回のアスリート委員会を開催した。 アスリート委員会の構成については、性別や年齢、地域(居住地域)、競技経験等のバランスに留意し、多様性の確保に努めている。 委員長は、元パラリンピック選手であり、当協会において理事を務めている。アスリート委員会での意見は委員長を介して理事会に反映されることから、組織運営に反映させるための具体的な方策が講じられている。	・アスリート委員会規程 ・アスリート委員会名簿 ・アスリート委員会議事録(第1回) ・アスリート委員会議事録(第2回)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在、理事は7名であり、その役割・責務を果たすために、多様な分野から知識・経験・能力を備えた人材を人選・配置している。 また、理事会は年4回程度開催されており、その出席率は90%であって、理事会において円滑な意思疎通と意思決定がなされている。特に、web会議システムによる理事会を実施するようになってからは、さらに充実した運営が可能となり、実効性が確保されている。	・役員名簿 ・組織図
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	別途、「役員 の 定年に関する規程」を作成し、当該規程において就任時の年齢制限等を設けている。	・役員 の 定年に関する規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	上記「役員 の 定年に関する規程」において、理事の在任期間の再任回数の上限を新たに設定した。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	・役員 の 定年に関する規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、当協会は役員候補者選考委員会を設置していないものの、理事の選任においては理事としての資質・能力を確認し、性別や年齢構成等の観点からも理事会に多様な意見を反映できるよう努めている。 今後、選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けない独立した「次期役員候補者選定委員会」を早急に設置すべく、顧問弁護士とも協議を重ね、体制整備に努める所存である。	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	当協会、役職員及び当協会に登録している者（登録会員）が適用対象となる倫理規程を制定し、同規程第5条において法令等の遵守を明記した上で第6条にて具体的な不適切行為等の禁止を定めている。また、同規程第6条に違反する行為が認められた場合には、懲戒規程に基づき相当の処分をするものとしている。	・倫理規程 ・懲戒規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	当法人の運営に関して必要となる事項については、定款にその定め(社員総会の運営、理事会の運営、監事に関する事項など)があり、さらに、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。 なお、業務分掌規程については、2021年度中を目途に公開予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・経理規程 ・コンプライアンス規程 ・第三者委員会規程 ・アスリート委員会規程 ・会員登録規程 ・業務分掌規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	当法人の業務に関する各種規程等を整備している。 なお、情報公開に関しては、当協会は、ホームページにおいて公開すべき情報を適宜公開しており、新規に作成した規程、改正した規程等については、順次公開していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号(マイナンバー)及び個人情報保護規程 ・危機管理マニュアル ・危機管理マニュアル(情報漏洩) ・文書管理規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	現在、理事及び監事は無報酬だが、その職務執行の対価として報酬を支給する場合は、定款において社員総会の決議による、と規定している。また現行、事務局職員は、年度毎の雇用契約になっている。かかる現状を踏まえ、今般、役員等の報酬等に関して規程を作成したが、今後も、当協会の実情に併せて役員等の報酬等に関する規程を整備していく予定である。 なお、当協会は、現在は就業規則を定めていないところ、労働基準法上は同規則の届出義務を負わないものの、遅くとも2021年度中には作成して周知する予定で進めている。もっとも、現在雇用している従業員とは雇用契約書を締結しており、その内容については顧問弁護士等に相談して適法性を確保している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・「役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程」
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第6章において、「財産及び会計」と題して、当法人における予算の承認手続、決算承認の手続、余剰金の不分配等について定めているほか、当協会の各種事業に関連する財産の管理等についての規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・経理規程 ・物品貸出に関する規程 ・寄付金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	公益財団法人の規則に準じて、財政的基盤を整えるための規程を策定しており、規定に沿った運用を行っている。また、スポンサーシップに関しては、Sales Sheet「JBOAスポンサープログラム」を作成し、スポンサーとの間で個別に契約書を取り交わしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・経理規程 ・Sales Sheet (JBOAスポンサープログラム)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考については、詳細な規程を設けている。また、主要な国内、国際大会が開かれる場合、各大会ごとに、当該規定に基づいて詳細な選手選考基準を策定し、これを対象選手に十分に説明しており、さらに、その内容をホームページにおいて公表した上で、適切に運用している(たとえば、2020東京パラリンピック競技大会日本代表推薦選手の選考基準についてホームページにおいて公開している)。	・アスリート委員会規程 ・選手選考委員会規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員に関する規程を策定し、ホームページにて公表及び運用している。	・公認審判員規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士法人と顧問契約を締結し、規程の整備や法人の運営全般に関し、適宜相談できる体制を構築している。 また、理事には国会議員、大学教授、会社経営者、監事には顧問弁護士法人の社員弁護士など、幅広い見識・法的知識を有している方々に役員に就任していただいております。必要に応じ、理事、監事に判断を仰ぐ体制を整えている。	・役員名簿 ・弁護士法人との顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会細則を整備し、委員会の設置について規定している。しかしながら、現時点においては外部有識者等構成員の人選が難しく、コンプライアンス委員会の設置には至っていない。コンプライアンス委員会については、2021年度中の設置を目指し、実効性のある運営を確保する所存である。	・コンプライアンス委員会細則
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	上記のとおり、コンプライアンス委員に相応しい外部の有識者の人選や、その人物から就任の承諾を得ることについては、相応しい外部の有識者がなかなか見つからず、また、見つかったとしても就任を依頼する場合には報酬(当協会の費用負担の限界)の問題があり、極めて困難な状況にある。引き続き、コンプライアンス委員の選任を進め、適切なコンプライアンス体制を構築できるよう対応していく所存である。	同上
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年12月15日、コンプライアンスについて専門知識を有する弁護士(顧問弁護士法人に属する弁護士)を講師に迎え、役職員向けの研修を実施した。研修会では、一般社団法人の役員の負う法的義務や、スポーツ団体において想定される不祥事例とその対応等について扱い、役職員のコンプライアンス意識の向上を図った。研修会は、2021年以降、年2回程度の実施を予定している。	・研修会開催日程 ・研修会資料

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手向け及び指導者向けに、それぞれに対して、コンプライアンスについて専門知識を有する弁護士を講師とするコンプライアンス研修を実施した（選手向けの研修は2021年3月23日、指導者向けの研修は同月27日にそれぞれ実施）。その中で、法令違反行為のほか、不正行為の禁止・差別禁止・ハラスメントの禁止・SNSの不適切利用の禁止など、広く法令等遵守の認識を深めることを意識づけた。また、指導者向けには、上記に加え、ポッチャが障がい者スポーツであって選手と指導者・サポートスタッフとの関係がより密接になることを踏まえ、陥りやすいコンプライアンス違反事案を具体的に説明するなど、理解が深まる工夫を行なった。また、コンプライアンス研修参加対象ではなかった選手に対しては、コンプライアンス研修資料を基に作成した冊子を配布した。研修会は、2021年以降、年2回程度の実施を予定している。	・研修会開催日程 ・研修会資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けの研修を経て、審判員の対象者へは冊子を配布することも含め、研修内容を精査している段階である。2021年度に研修及び冊子等の配布を実施する予定である。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弁護士法人、税理士と顧問契約を結び、組織運営規定等の妥当性や会計の経理処理・税務処理について、日常的に対応・確認できる体制を整えている。 必要に応じ、当協会内で検討の上、適宜専門家のサポートを受けている。例えば、スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査のために、各原則の遵守状況についてヒアリングを受け、当協会内に存在する規程等を洗い出した上で不足している規程等の作成を依頼するなど、顧問弁護士法人に属する弁護士や顧問税理士から適宜助言を受けている。	・組織図
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計については、当協会で経理処理・データ入力を行い、定期的に顧問税理士に送付、会計原則に遵守しているか確認を受けている。また、「経理規程」を整備し、領収書等証憑に基づいて、適切に経理処理している。 当協会の運営・業務に関しては、当協会の事業活動に精通している顧問弁護士法人に属する弁護士に監事に就任していただき、情報共有を行い、助言等をいただく体制を整えている。また、当該弁護士は、業務の適法性、財務状況についても、独立した立場から監査を実施し、監査報告書を作成している。	・役員名簿 ・経理規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、事業報告書ならびに決算書等、関連省庁・団体より検査・確認を受けている。	・各助成金収支報告書等

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、官報に貸借対照表の決算公告を掲載するとともに、当協会ホームページにて同内容を開示している。また、これらの書類は閲覧請求に対応するため、当協会の事務所に常時備え置いている。	・決算書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準については、「選手選考委員会規定」及び「強化指導部規定」にて規定しており、ホームページにおいて公開している。選手選考基準についての説明会の場は設けていないが、派遣選手の選考については「強化指導部規定」で規定しており、競技会の代表選手についての選考結果に関しては、決定日当日、あるいは遅くとも決定日から2営業日以内に当協会のホームページで公表し、周知している。なお、選考から漏れた選手等に対しても、要望に応じて選考から漏れた理由を説明している。 【各種規程】 https://japan-boccia.com/association	・選手選考委員会規定 ・強化指導部規定
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	今後、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等について、毎年6月末頃に開示していく予定である。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	当協会設立後、これまで利益相反行為に相当する事例は報告されていない。 現在、「利益相反規程」を新たに策定し、2021年度中を目途に公開する予定である。同規程においては、「役職員等の利益相反を適切に管理するために必要な事項」を定めており、「特に重要な契約については慎重に審議し判断する」と規定している。	・利益相反規定
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	新たに「利益相反ポリシー」を策定し、2021年度中を目途に公開する予定である。	・利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>・コンプライアンス規程の第4章に基づいて、通報受付窓口を設置している。当協会内のみならず、当協会外（当協会と顧問契約を締結している弁護士法人の事務所）にも通報受付窓口を設けることにより、通報者が通報をしやすいうように配慮をし、通報受付窓口の実効性を確保している。</p> <p>・通報制度の具体的な運用については、通報等があった場合の対応やこれに対する調査及び措置等を規定するために、新たに「内部通報規則」を策定した。通報対象は、暴力行為や各種ハラスメント、社会規範に照らして不適切と認められる行為、個人情報の不適切な取扱や名誉棄損等を含み、本協会登録会員及び選手やその関係者が利用できることとしている。</p> <p>・通報については、電話及びFAX等の容易な方法によって行うことができるようにしている。また、通報者の便宜を図るため、当協会のホームページ内に「暴力行為等相談窓口ご案内」と題する文書を掲示し、上記通報制度について案内しており、さらに、「暴力行為等相談窓口相談シート」というフォーマットを用意している。【フォーマット】https://japan-boccia.com/pdf/violence_support.pdf</p> <p>・通報制度については、ホームページ上に当該通報制度を案内していることや、「暴力行為等相談窓口相談シート」が存在することについては、研修の機会を通じて周知を徹底する予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程 ・コンプライアンス委員会細則 ・暴力行為・不正行為等相談窓口 ・上記相談FAXシート ・コンプライアンス研修資料 ・内部通報規則
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>コンプライアンス規程において、コンプライアンス委員会を構成する委員を顧問弁護士法人に属する弁護士、外部の学識経験者から選任することし、そのほか、コンプライアンス違反行為等への対応等を定めている。</p> <p>また、内部通報等への対応、内部通報に関する調査、調査に基づく措置等に関して「内部通報規則」を新たに策定した。当該規則に基づいて内部通報等に速やかに対処できるよう体制を整備していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程 ・コンプライアンス委員会細則 ・内部通報規則
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>当協会に登録している会員及び役職員を対象とした「懲戒規程」を整備し、同規程において、懲戒の対象となる違反行為、処分の種類及び基準、懲戒委員会の設置、処分に至るまでの手続について定め、ホームページに公開し、周知している。なお、今度、定期的にコンプライアンス研修等を実施し、周知を徹底する予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>懲戒規程において、処分審査を行う「懲戒委員会」は、当協会の社員及び役員だけでなく、外部の学識経験者もその構成員となることが明記されており、中立性及び専門性は担保されている。</p> <p>構成員となる学識経験者については、大学関係者等を中心に選任中である。2021年度中に選任予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>定款の第44条第2項において、当協会の行った決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行われる仲裁により解決されるものと定め、いわゆる自動応諾条項を定めており、さらに、当協会のホームページに公開されている、当協会の役職員だけでなく、選手、指導者等の当協会に登録している全ての会員を適用対象とする懲戒規程の第8条にも、当協会の処分について日本スポーツ仲裁機構への不服申立ができる旨が規定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・懲戒規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	前述のとおり、ホームページにおいて公開されている定款の第44条第2項、同じくホームページにおいて公開されている懲戒規程の第8条にスポーツ仲裁の利用が可能であることが定められており、処分対象者は当該規定の内容等を自由に確認することができる。スポーツ仲裁の利用が可能であることや、これに関する規定を設けていることについては、今後、コンプライアンス研修等の機会を通じて積極的に周知することを検討していく。	・懲戒規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	当協会では、現在「危機管理マニュアル」を策定中であり、2021年度中を目途に公表する予定で準備を進めている。当該危機管理マニュアルでは、自然災害が発生した場合の対応、事故や犯罪等に巻き込まれた場合の対応のほか、海外遠征を行った際の滞在場所での対応等について、具体的な対応方法を規定する予定である。 また、上記危機管理マニュアルの他に、情報漏洩に関する対応に特化したマニュアルの作成を準備しており、2021年度中に公表する予定である。	・危機管理マニュアル ・危機管理マニュアル (情報漏洩)
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当協会においては、審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していないものの、当協会としての説明は以下のとおりである。 不祥事の定義は以下の通りである。 ①法令に違反していると判断される事案 (不正経理、情報漏洩など) ②社会規範に違反していると判断される事案 (体罰、暴力、セクシャルハラスメント、ドーピング、八百長など) 不祥事対応については、本協会の倫理規程、懲罰規程、コンプライアンス規程で規定している。なお、不祥事の回避、事実調査、再発防止等のリスクマネジメントのために、今後必要に応じて危機管理マニュアルを更新し、体制を構築していく。	・倫理規程 ・懲罰規程 ・コンプライアンス規程 ・危機管理マニュアル ・危機管理マニュアル (情報漏洩)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当協会においては、審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した実績はない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	会員登録規程には、加盟団体について規定されているが、現時点で、当協会において加盟団体制度は確立されていない。今後、2022年度を目途に確立する予定で準備を進めているところである。 なお、定款の第8章「組織」の第50条第1項に、当協会の地方組織について定めがあるが、これは当協会が一般社団法人として設立された際に存在していた各地の競技団体について定めたものであり、いわゆる加盟団体制度に基づく加盟団体について定めたものではない。今後、加盟団体制度が確立される段階になれば、定款第50条第1項の変更も併せて検討する予定である。	・会員登録規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会登録している会員・団体に対して、ホームページや一斉メールを通じ、情報発信を行っている。今後、コンプライアンス強化のために、リーフレットを作成し、その情報を公開するなど、情報提供の方法を検討していく予定である。	・一斉メール